

○厚生労働省令第三百三十一号

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）第十一条、  
歯科衛生士法（昭和二十三年法律第二百四号）第九条、柔道整復師法（昭和四十五年法律第十九号）第九  
条、臨床工学技士法（昭和六十二年法律第六十号）第九条、義肢装具士法（昭和六十二年法律第六十一号）  
第九条、救急救命士法（平成三年法律第三十六号）第二十九条及び言語聴覚士法（平成九年法律第三百十二  
号）第二十八条並びに医師法施行令（昭和二十八年政令第三百八十二号）第十一条、歯科医師法施行令（昭  
和二十八年政令第三百八十三号）第十一条、診療放射線技師法施行令（昭和二十八年政令第三百八十五号）  
第五条、保健師助産師看護師法施行令（昭和二十八年政令第三百八十六号）第十条、歯科技工士法施行令（  
昭和三十年政令第二百二十八号）第八条、臨床検査技師等に関する法律施行令（昭和三十三年政令第二百二  
十六号）第二十条、理学療法士及び作業療法士法施行令（昭和四十年政令第三百二十七号）第八条、視能訓  
練士法施行令（昭和四十六年政令第二百四十六号）第八条及び臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律  
施行令の一部を改正する政令（平成十八年政令第七十号）附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有  
することとされた同令による改正前の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行令（昭和三十三年政

令第二百二十六号)第二十二条の規定に基づき、医師法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年十一月九日

厚生労働大臣 根本 匠

医師法施行規則等の一部を改正する省令

(医師法施行規則の一部改正)

第一条 医師法施行規則(昭和二十三年厚生省令第四十七号)の一部を次のように改正する。

第一号書式を次のように改める。



厚生労働省記入欄	登録番号	
	登録年月日	

収 入 印 紙 欄  
 ( 収 入 印 紙 は 消 印 し な い で 下 さ い )

### 医 師 免 許 申 請 書

平成	年	月	施行 第	回	医師国家試験合格	受験地	受験地コード		
							受験番号		

1～5の有無について必ず該当するどちらかを○で囲むこと。

1. 成年被後見人又は被保佐人の該当の有無。

有・無

2. 罰金以上の刑に処せられたことの有無。(有の場合、その罪、刑及び刑の確定年月日)

有・無

3. 医事に関し犯罪又は不正の行為を行ったことの有無。(有の場合、違反の事実及び年月日)

有・無

4. 出願後の本籍又は氏名の変更の有無。(有の場合、出願時の本籍又は氏名)

有・無

5. 旧姓併記の希望の有無。

有・無

上記により、医師免許を申請します。

\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日

本 籍 ( 国 籍 )	都 道 府 県
----------------	---------

住 所	〒 都 道 府 県
-----	-----------

電 話	( )
-----	-----

ふりがな	(氏)	(名)	印
氏 名			
	(旧姓)		
通 称 名			

性 別	男
	女

生 年 月 日	昭 和 平 成 西 暦	年	月	日
---------	-------------	---	---	---

厚生労働大臣 殿

厚生労働省の受付印	都道府県の受付印	保健所の受付印
	都道府県コード	